

# Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

## 社会保障と税「一体改革大綱」年内に

政府は2012年度以降の社会保障と税制の方向性を示す「一体改革大綱」を今年末に策定する方針を固めました。消費税率については「2015年度までに10%」と引き上げる方針を明記し、来年3月をメドに関連法案を国会に提出することを目指すとのことです。

そこで、民主党は26日、「社会保障と税の一体改革調査会」と税制調査会による初の合同会議を開き、消費税率を含む4分野の税制論議をスタートさせました。

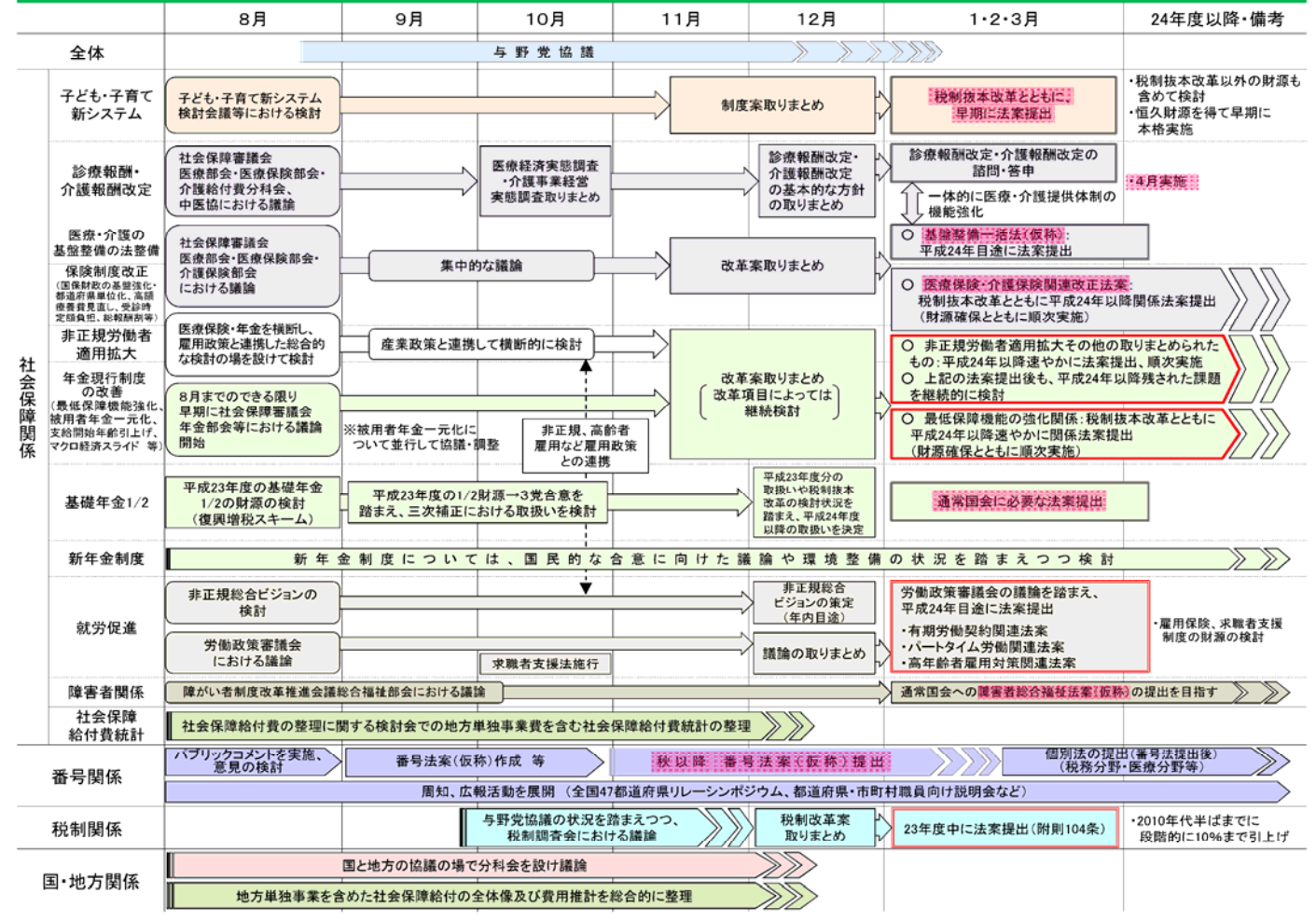
来年の通常国会に提出する消費税率引き上げの準備法案の党内論議に向けて、地ならしを始めた形です。

合同会議では今後、消費税、東日本大震災の復興増税、積み残されている2011年度税制改正法案、12年度税制改正の4分野の議論を進めていくとしました。

一体改革調査会の細川会長は、「一体改革は、誰が政権を取っても避けては通れない。先延ばしにしてはならない問題だ」と述べ、社会保障財源確保のための消費税論議を積極的に進める考えを強調しました。藤井税調会長も「借金の上に乗った社会保障をやめて、安定した社会保障政策をやりたい」と意気込みました。ですが、増税慎重論が根強い与野党での議論は曲折しそうです。

CONTENTS	
社会保障と税	
「一体改革大綱」年内に・・・	P.1
職場のメンタルヘルス対策義務化へ・・・	P.2
One Point .....	P.2
年末調整の準備を お願いします・・・	P.3
景気回復の勢い 「震災前に届かず」・・・	P.4
パソコンのパスワード入力・・・	P.5
11月度の税務スケジュール・・・	P.5
今月の名言録 .....	P.6
編集後記 .....	P.6

社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュールについて



## 職場のメンタルヘルス対策義務化へ

仕事上のストレスが原因でうつ病などになる人が増えるなか、厚生労働省は事業者に対し、すべての従業員にストレスに関する検査を受けさせるなどのメンタルヘルス対策を義務づけることを決め、今の臨時国会に法律の改正案を提出することになりました。

24日に厚生労働省の審議会が開かれ、法律の改正案が示されました。それによりますと、事業者はメンタルヘルス対策が義務づけられ、医師や保健師が行うストレスに関する検査をすべての従業員に受けさせることとなります。さらに、従業員が希望すれば専門の医師の診察を受けさせるほか、医師の助言を受けたうえで勤務時間の短縮や部署を変えるなどの改善策を取ることも求められています。過剰なノルマや上司の厳しい叱責など、仕事上のストレスでうつ病などになり、労災を申請する人は年々増加し、昨年度、労災を申請した人は過去最多の1181人と、10年前のおよそ6倍に上っています。

一方で、厚生労働省によりますと、従業員がうつ病などにかかるのを防いだり、重症化を食い止めるため何らかの対策をとっていたのは、去年の時点で調査した企業の半数にとどまっていた、企業のメンタルヘルス対策が課題となっていました。

厚生労働省は、今の臨時国会に労働安全衛生法の改正案を提出し、早ければ来年の秋から実施したいとしています。

仕事上のストレスが原因でうつ病などになり労災を申請する人は年々増加し、そのうち労災と認定された人も、昨年度はこれまでで最も多い308人となっています。厚生労働省が所管する労働政策研究・研修機構が去年、全国の5000余りの事業所を対象に行った調査では、うつ病などを患っている従業員がいる事業所は全体の57%に上る一方、専用の相談窓口を設けるなど何らかのメンタルヘルス対策をとっているのは半数にとどまっていた。このうちストレスに関する検査を行い、うつ病などにかかるのを防いだり重症化を食い止める対策を実施しているのは僅か21%でした。

厚生労働省は「規模の小さな会社ほど専門的なスタッフがいないなどといった理由からメンタルヘルス対策が遅れている。今回の法改正によって、精神的な不調に陥る労働者の増加に歯止めをかけたい」としています。

従業員のストレスに関する検査について、厚生労働省は具体的な検査方法の例を示しています。最近1か月の心の状態や職場の人間関係などについての質問に答えをもらい、医師や保健師がストレスの強さを判断します。

例えば、心の状態を検査する項目では「何をするのも面倒」、「気分が晴れない」といった質問について、4段階で評価していきます。そして、項目ごとの点数の合計が一定の基準を超えると、強いストレスがかかっていると判断されます。結果は従業員本人に通知され、希望すれば精神科医など専門の医師の診察を受けることができます。

また、事業者側は、医師の助言を受け勤務時間の短縮や部署を変えるなど、必要な改善策を行うこととなります。

(NHK NEWSwebより抜粋)



### One Point

## レクリエーション費用の税務処理



### 1. 新年会・忘年会などのレクリエーション費用

新年会・忘年会・暑気払いなど企業が社員に向けて行うレクリエーションは、社会通念上の内容及び支出であれば、その費用の全額を福利厚生費として損金にすることができます。

なお、福利厚生費として処理するための条件として次の3つを満たす必要があります。

全従業員を対象としていること（やむを得ない事情で参加できない者は除きます）

会社の費用負担が一律であること（会社の規模によっては、部署ごとに行う場合など）

会社が負担する費用は、社会通念上の金額であること

### 2. 新年会・忘年会の二次会費用

忘年会、新年会の場合、二次会・三次会と開催することがありますが、二次会・三次会の費用を福利厚生費として処理するには注意が必要です。一般的に二次会以降の参加者は、全員参加よりも有志という形が多く、支出金額が高額になるケースが多いため、福利厚生費として処理するより交際費として処理すべきです。ただし、二次会が当初より計画されており、ほぼ全員が参加する前提とし、かつ、それを証明する証拠資料があるのであれば福利厚生費としても構いません。

ほぼ全員が参加することが事前に決まっている

会の費用が高額にならないこと

一次会同様当初より二次会が企画されていること



# 年末調整の準備をお願いします！

今年も年末調整の時期が近づいてまいりましたので、ご準備いただきますようお願いいたします。ただし、平成23年度より扶養控除が改正されるため、昨年より様式が変更されていますのでご注意ください。

また、平成24年からは生命保険料控除が改正され、介護医療保険料控除が創設されます。



## 1. 改正点 【平成23年分から改正】

### (1) 扶養控除、配偶者控除及び障害者控除に関する改正

いわゆる「控除」から「手当」への観点から、従来の扶養親族のうち年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止されました【右表】。

### (2) 障害者控除の改正

扶養親族又は控除対象配偶者が「同居の特別障害者」である場合に、35万円を加算する制度が廃止されました。加算する制度は廃止されましたが、特別障害者に係る特別障害者控除が35万円を加算した75万円となったため、控除額について変更はありません。

なお、扶養控除の適用されない年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)が障害者に該当する場合、扶養控除は受けられませんが、障害者控除を受けることができます。

	区分	旧	新
扶養控除	16歳未満	38万円	廃止
	16歳以上19歳未満	63万円	38万円
	19歳以上23歳未満		63万円(改正なし)
	23歳以上70歳未満		38万円(改正なし)
	70歳以上		48万円(改正なし)
	同居老人扶養親族の加算額		10万円加算(改正なし)
配偶者控除	同居特別障害者の場合の加算額	35万円加算	廃止
	70歳未満		38万円(改正なし)
	70歳以上		48万円(改正なし)
	同居特別障害者の場合の加算額	35万円加算	廃止

## 2. 記入方法

給与所得の扶養控除等(異動)申告書の様式が昨年より変更となっています。

16歳未満のお子様がいらっしゃる方についてはBの「控除対象扶養親族」欄に記入せず、一番下の「16歳未満の扶養親族」ご記入をお願いいたします。

住民票の住所をご記入ください

16歳以上の扶養親族についてご記入ください

中途入社で前職がない方はここに「前職なし」とご記入ください

16歳未満の扶養親族についてご記入ください

証明書をもとにご記入いただき、証明書の本通を添付してください

証明書をもとにご記入いただき、証明書の本通を添付してください

国保の場合は申告のみで添付資料は不要です。国民年金の支払がある場合は証明書の本通の添付が必要です

平成23年中の収入の見積額をご記入いただき所得金額を計算してください

今年も従業員様向けの年末調整のご案内を準備しておりますので、順次配布させていただきます。

## 景気回復の勢い「震災前に届かず」

内閣府が10月19日にリーマン・ショックや震災などの影響を正確に反映させた景気動向指数を算出したところ、8月の一致指数が従来の107.4から90.3に大きく下振れました。東日本大震災の影響で景気が足踏み状態に陥り、今なお震災前の水準を回復できていないことが浮き彫りになりました。

これまで景気は、各種指標を基に今夏時点で震災前水準を回復したと判断されてきましたが、実際の景気は勢いが弱く、先行きの回復の持続力への不安を表すものとなっています。

### 景気動向指数、金融危機や災害を反映

有識者でつくる内閣府の景気動向指数研究会(座長、吉川洋東大教授)は景気動向指数の算出方式を変更すると発表しました。これによると、11月に発表する9月分からは新基準に移行するとしています。

震災などを特殊要因とみなして影響を小さく見る従来基準では、直近8月の一致指数は震災前の水準を1.3%上回りますが、これを新基準に置き換えてみると、震災前を4.2%下回る結果になるとのことです。これだけ結果に著しい差が生じると、最新結果の信憑性にもやや疑問符が付きそうな気もしますが、公表値によれば足元の景気は震災前の水準に今なお及んでおらず、08年秋のリーマン・ショック前の水準にも届いていないものとなっています。

今回、景気動向指数の改定で足元の景気判断が大きく変わるのは、これまでは震災などの外的ショックを過小に評価してきたためとしています。新基準では一定以上の変動を「異常値」とみなす算出方法を改め、金融危機や災害の影響を反映するようにしています。

内閣府は一致指数から機械的に景気局面を判定しており、従来基準の場合3月以降は基本的に景気回復が継続していたこととなりますが、改定後の景気判定によれば、5月までは景気が後退局面に陥るリスクが残り、6月になってようやく下げ止まった形となります。これらを踏まえると、経済活動の広がりや勢いはなお震災前の水準には届いておらず、停滞色の強い状況といえるかもしれません。

### 戦後最長の景気回復期 (6年1ヵ月)

内閣府は同日に開催した景気動向指数研究会(座長、吉川東大教授)の中で、前回の景気回復のピークを示す「山」が2008年2月であると確定しました。暫定的に決めていた07年10月より「山」が4ヵ月後ろにずれ、02年2月に始まった戦後最長の景気拡大の期間は6年1ヵ月に延びたこととなります。

事後の判定で景気回復期間が延びるのは、景気の「山」や「谷」を決める指標の内、鉱工業生産財の出荷指数などが過去にさかのぼって改定されたため、出荷指数は07年11月から悪化したとみられていましたが、長期的な傾向を分析すると、08年2月まで改善が続いていたことが確認されました。

また、景気後退が終わった時期を示す「谷」については09年3月と判定したため、直近の景気後退の期間は1年1ヵ月となります。すなわち、景気後退の期間は1977年の後退期(9ヵ月)以来の短さとなります。

08年秋のリーマン・ショックで落ち込み幅は急激でしたが、主要国の財政出動や大幅な金融緩和などで景気後退は短期間で済んだこととなります。

しかし、足元の景気回復の現状については震災以降、欧州の財政不安などから国際金融市場が動揺し、海外経済が減速するなど持ち直しのペースが鈍っています。震災前に遡って景気回復の水準が切り下げられたことで、景気の浮揚力に対する警戒感が一層強まりそうです。



### 過去の景気回復期のランキング

	拡大期	期間	平均実質成長率
1	2002年2月 ～08年2月	6年1ヵ月	0.50%
<b>戦後最長だが、勢いは極めて緩やか</b>			
2	1965年11月 ～70年7月	4年9ヵ月	2.80%
<b>いざなぎ景気。日本が世界2位の経済大国に</b>			
3	1986年12月 ～91年2月	4年3ヵ月	1.40%
<b>バブル景気。金融緩和で不動産投機が過熱</b>			
4	1993年11月 ～97年5月	3年7ヵ月	0.50%
<b>バブル崩壊後。公共投資などを支えに回復</b>			
5	1958年7月 ～61年12月	3年6ヵ月	2.70%
<b>岩戸景気。「所得倍增計画」で消費押し上げ</b>			



## パソコンのパスワード入力

久しぶりにWeb上のサービスにログインしようとしたらパスワードが違くと表示されたり、いつも使っていたのに突然ログインできなくなる経験は誰でもあるでしょう。今回は、パスワードは正しいはずなのにログインできないときの、典型的な原因と対処方法を紹介します。

### Caps Lockの状態を確認

「Caps Lock(キャスロック)」はアルファベットをすべて大文字で入力したいときに使われます。通常はキーボードでShiftキーを押しながら「Caps Lock」キーを押すと有効となります。この状態で文字入力すると小文字が大文字になり、キーボード上部の数字キーでも別の記号が入力され、パスワードが違う原因となります。Caps Lockキーに触れた記憶がなくても、気づかずに有効にしてしまうことがありますので、キーボード近くにある「状況表示ランプ」でCaps Lockランプの点灯を確認します(アイコンの形はパソコンによって異なります)。Caps Lockを無効にするには、再度、Shiftキーを押しながらCaps Lockキーを押します。

状況表示ランプでCapsLockランプが消えれば完了です。

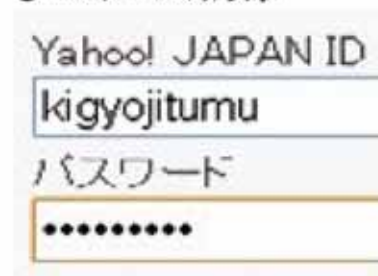
### ●Caps Lockキーをチェック



### ●状況表示ランプを確認



### ●パスワードの非表示



### 読み間違い、打ち間違い、写し間違い

パスワードは英数字の羅列のため、特に次のような文字や数字の入力は間違いやすいので要注意です。・ブイ(v)とユー(u)・数字の1と小文字のエル(l)・数字の0と大文字のオー(O)・ピー(p)とオー(o)・キュー(q)とピー(p)パスワードを手で書き写す際に間違えることもあります。そうすると、記録をもとに正確に入力してもだめなので、間違いやすい文字が含まれているようなら、入れ替えてみましょう。また、Web上のサービスを利用するときなどは、パスワードの入力ボックスでは盗み見されないように、「」のように何を入力したかわからない表示になることが多いのですが、入力した本人も確認できません。そんなときは、「メモ帳」などにパスワードを入力して打ち間違いがないか確認し、「コピー」して入力ボックスに「貼り付け」すれば確実です。

### パスワード管理はしっかりと

重要なパスワードはきちんと記録し、本人しか確認できない場所に保存しましょう。パスワードが家族の名前や誕生日など簡単に推測できるものなら複雑なものに変更しておきます。登録したメールアドレスにパスワードを再度、送ってくれるサービスも多いので、本当にわからなくなったら使いましょう。無事にログインできたら、パスワードを再度、変更しておくことも忘れないように。実際にパスワードを盗まれて金銭的な損失を被ったり、大切なデータが流出することもあります。しっかり管理したいですね

## 11月度の税務スケジュール

内 容	期 限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の特別徴収額の納付	納 期 限 11月 10日(木)
所得税の予定納税の減額申請	申請期限 11月 15日(火)
9月決算法人の確定申告	申告期限 11月 30日(水)
所得税の予定納税額の納付(第2期分)	納 期 限 11月 30日(水)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 11月 30日(水)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 11月 30日(水)
3月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 11月 30日(水)
消費税年税額が400万円超の3月・6月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告	申告期限 11月 30日(水)
消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 11月 30日(水)
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付	納 期 限 11月 30日(水)
個人事業税の納付(第2期分)	納 期 限 市町村の条例に定める日

## 今月の名言録

### ～ 笑いはこの上ない開運剤 ～



人間は万物の霊長として創造の大使命を行うがために、この世に生まれたのでありますから、一面においては他の生物とは比較にならないほどいろいろな恩恵を授けられています。が、またその反面においては、その人生に重い大きな負担を負わされています。したがってその実際生活を営むとき、それはもう、はかり知れない苦しみと悩みとがあるのです。

そして、“笑い”というものは、その苦しみや悩みに疲れる心や体を、「ほどよくこれをもって調和せよ」ということで、人間にだけ与えられた特別なものに他ならないのです。その証拠には、苦しみや悩みに襲われたようなとき、何かおかしいことがあって思わず笑えば、どれだけその苦しみや悩みが軽くなるかわからないでしょう。

第一、いつもニコニコしている人に病弱の人はいますか？笑顔で悲観している人や、その精神を消極的にしている人はいますか？事実において、ニコニコ笑顔の人のそばにいるのと、難しいしかめっつらしている人のそばにいるのと、あなた方はどちらが気持ちいい？

笑顔の人のそばにいと、何となくチャームされ、多少の悩みや悲しみがあっても忘れてしまうでしょう。

笑いは無上の強壯剤であり、また開運剤なんです。

(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所)

## 編集後記

早いもので今年も残すところ2ヶ月をきりました。11月になると、文具売り場では来年の手帳がそれまで以上に多く並び、来年の手帳どうしよう！？と、なんとなく焦ってしまいます。

最近では本屋さんで「決定版！手帳術」「できる人の手帳術」のような手帳特集の雑誌も多く並び、手帳で目標設定や自己評価、健康管理してみたり…。うっかり落としてしまったら大変ですね！！

どちらかという備忘録的なメモがわりで20年ほど手帳を使ってきた私は、年々自己啓発色が強くなっていく手帳にびっくりするばかりです。とは言ってもそのおかげで、種類も豊富になったので選ぶ楽しみは増えました。

また、スマートフォンの普及で、パソコンと同期できるからと、スケジュールをデジタルで管理している人も増えたと聞きます。アナログで育ってきた私はやっぱり「書く」ことが好きで、きっといつまでも、紙の手帳に書くだらうなあとと思います。でもそろそろ携帯はスマートフォンにしようかな…。

(坂口祐美子)



## 事務所のご案内

〒460-0022  
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階  
TEL: 052-331-0135  
052-331-0145  
FAX: 052-331-0167  
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士 浅岡 和彦  
不動産鑑定士 佐々木 勝己  
社会保険労務士 松永 裕美



大津通  
「中京大学文化市民  
会館北」交差点から  
すぐです

